

とまち広域消防事務組合消防職員被服等貸与規則

〔平成 28 年 3 月 18 日〕
規則 第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、とまち広域消防事務組合の消防職員（以下「職員」という。）に対する被服及び附属品（以下「被服等」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(被服の貸与)

第 2 条 被服等は、現品をもって貸与するものとし、貸与する品目、員数等は別表第 1 のとおりとする。ただし、消防局長が特別な事由があると認める場合には、所属長（とまち広域消防事務組合消防局の組織に関する規則（平成 28 年規則第 4 号）第 7 条第 1 項に規定する課長職にある者及び消防署長をいう。以下同じ。）は、その員数を増減することができる。

2 前項に規定するもののほか、救急業務又は救助業務に従事する職員に貸与する被服等については、別表第 2 のとおりとする。ただし、消防局長が特別な事由があると認める場合には、所属長は当該貸与品を前項に掲げる貸与品と兼用として貸与することができる。

(適用除外)

第 3 条 消防局長は、前条の規定により難い事由があると認める職員については、前条の規定にかかわらず、その一部又は全部の適用を除外することができるものとする。

2 前項を適用した場合における被服等の貸与基準は、消防局長が別に定める。

(保全義務)

第 4 条 被服等の貸与を受けた職員は、当該被服等を正常かつ清潔に保ち、善良な管理者の注意をもって維持保全し、その補修を自己の負担においてしなければならない。ただし、その職員の責に帰することができない事由によって生じた損傷についてはこの限りではない。

(被服等の返納)

第 5 条 職員が次のいずれかに該当するときは、当該被服等を速やかに返納しなければならない。ただし、所属長が返納することを要しないと認めたときは、この限りでない。

(1) 退職（死亡によるものを含む。）したとき。

(2) 職務替え等により、貸与されている被服等が必要でなくなったとき。

(被服等の処分)

第 6 条 前条ただし書きに該当する被服等及び著しく消耗した被服等は、職員において処分するものとする。

2 前項の処分は、散逸又は他の用途に転用されない方法により行うものとする。

(亡失等の届出)

第 7 条 被服等の貸与を受けた職員は、当該被服等を亡失又は著しく損傷したときは、速やかに別記様式により所属長に届け出なければならない。

(被服等の再貸与)

第 8 条 所属長は、貸与品の経年による損耗等の状態を把握して再貸与するものとする。

- 2 所属長は、前条の規定により届け出のあった被服等は、代品を再貸与する。
- 3 前項の規定にかかわらず、被服等の亡失等の理由が職員の責に帰する場合は、再貸与しないものとする。ただし、所属長が必要と認める被服等については、相当価格を弁償させて再貸与するものとする。

(特殊被服等の貸与)

第9条 所属長は、消防作業上必要と認めた場合は、予算の範囲内で別表以外の被服等を貸与することができる。

(記録)

第10条 所属長は、個人ごとに被服等の貸与状況がわかるよう記録しなければならない。

- 2 所属長は、必要があると認めたときは、貸与中の被服等の保管状況を調査することができる。

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則 (平成28年3月18日)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、帯広市消防職員被服等貸与規則(平成7年3月31日帯広市規則第8号)、北十勝消防事務組合消防吏員の被服等給与及び貸与規則(昭和50年4月1日北十勝消防事務組合規則第2号)、西十勝消防組合職員給与品及び貸与品規程(昭和48年1月20日訓令第1号)、南十勝消防事務組合消防吏員の服制等に関する規則(平成14年3月20日南十勝消防事務組合規則第4号)、東十勝消防事務組合消防吏員被服等貸与規則(昭和46年9月1日東十勝消防事務組合規則第12号)及び池北三町行政事務組合職員被服貸与規則(昭和62年3月19日池北三町行政事務組合規則第5号)(以下「旧規則等」と総称する。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、施行日においてそれぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、旧規則等の規定により支給、給与又は貸与された被服等の使用又は貸与期間については、それぞれ支給、給与又は貸与された日から通算する。

別表第1（第2条関係）

貸与品目		員数	備考
冬帽	男性	1個	
	女性	1個	
夏帽	男性	1個	
	女性	1個	
アポロキャップ		2個	夏用・冬用
冬服	男性	1着	
	女性	1着	
夏服	男性	1着	
	女性	1着	
活動服		1着	
防寒衣		1着	
活動用防寒衣		1着	
雨衣		1着	
短靴		1足	
編上靴		1足	
ネクタイ		1本	
バンド		1本	
警苗		1個	
防火帽		1個	
防火衣		1着	
長靴		1足	
手袋		1双	
保安帽		1個	
安全帯		1本	
手斧		1本	
エンブレム		1枚	
階級章		1個	
バッグ		1個	女性消防吏員のみ
寝具		一式	

別表第2（第2条関係）

貸与対象者	貸与品目	員数	備考
救急業務従事職員	救急保安帽	1 個	
	救急服	1 着	
	バンド	1 本	
	救急用靴	1 足	
救助業務従事職員	救助保安帽	1 個	
	救助服	1 着	
	バンド	1 本	
	手袋	1 双	
	編上靴	1 足	

別記様式（第7条関係）

貸与被服等亡失（損傷）届

年 月 日

様

所 属

職氏名

私は、この度貸与されている被服等を次のとおり亡失（損傷）したので届け出ます。

記

- 1 亡失（損傷）した品目
- 2 亡失（損傷）年月日
- 3 亡失（損傷）理由